

四日市市立保育園・こども園における会計年度任用職員（パートタイム）について

四日市市では、事前登録制により、市内の公立保育園・こども園で勤務していただける会計年度任用職員（パートタイム）を随時募集しています。各園で雇用の必要が生じた場合に、ご登録者の方へご連絡させていただき、面接のうえ、任用を決定いたします。

◆採用まで流れ

- (1) 会計年度任用職員（パートタイム）の事前登録
- (2) 保育幼稚園課からのご連絡 ※各園の求人内容と勤務希望がマッチした場合
- (3) 保育所にて面接の実施
- (4) 採用

◆事前登録の手続き

○登録を希望される方は下記の書類を保育幼稚園課（総合会館3階）までお持ちください。

- (1) 履歴書（写真貼付のこと）
- (2) 「保育士証」のコピー
- (3) 幼稚園教諭免許のコピー（お持ちの方のみ）

※有効期間が切れていないかご注意ください。

○登録の際は、希望の勤務地や勤務時間・日数等をご確認させていただきます。

○任用については、欠員状況に応じて、登録された方々の中から選考し個別に連絡します。

（登録された方すべてが任用されるわけではありません。）

また、ご登録いただいても、希望する勤務地や職種の求人がない等の理由で、登録期間中に連絡がない場合がありますので、ご了承ください。

◆業務内容（次のいずれかの業務を主とします）

- クラス担任 クラス担任として保育に従事
- 特別支援加配 支援が必要な園児に対する主担当として保育に従事
- クラス支援 保育カバー等に従事

◆任用の形態

○勤務形態 下記の①または②の勤務形態になります。

週当たりの勤務時間が20時間以上30時間未満となる勤務形態はありません。

※勤務時間・・・休憩時間を除いた実労働時間

- ①パートタイム常用（週当たりの勤務時間が 30 時間以上）
 - ・ 7.5 時間×週 5 日、7.0 時間×週 5 日、6.5 時間×週 5 日
 - ・ 7.75 時間×週 4 日、7.5 時間×週 4 日
- ②パートタイム非常用（週当たりの勤務時間が 20 時間未満）
 - ・ 7.75～6.0 時間×週 2～3 日 ※週 20 時間未満の範囲内で調整

- 勤務日 原則月曜日から金曜日まで（日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）
 ※勤務日数は、平均 20 日/月（勤務形態により異なる）
 ※土曜日の振替勤務(原則半日)を依頼する場合あり。
- 勤務時間 原則 8 時 30 分から 17 時 00 分まで(実働 7 時間 30 分 ※勤務形態により異なる)
 ※勤務時間に応じて、60 分又は 30 分の休憩。
 （勤務時間 6 時間超は 60 分。6 時間は 30 分）
 ※会議等による時間外勤務や時差勤務を依頼する場合あり。
 （早出 8:00～16:30。遅出 9:00～17:30 など）

◆報酬等

- 時給 時給は、1 日当たりの時間数によります。（時給は R5.4～）

時給	1 日当たりの時間数（勤務時間 + 休憩時間）
1,240 円	7 時間超 パートタイム常用
1,090 円	7 時間超 パートタイム非常用
1,040 円	7 時間未満 パートタイム非常用

- 期末手当 パートタイム常用の場合は、支給あり。
- 通勤手当 公共交通機関の場合は通勤定期代相当額(出勤日数に応じて支給)
 自動車の場合は通勤距離に応じて支給(出勤日数に応じて支給)
- 交通費 会議出席等のための交通費は実費支給
- 社会保険等 パートタイム常用の場合、社会保険に加入いただきます。
 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は労働災害補償保険を適用します。
- 時間外勤務 法令に基づく割り増し額を時間外勤務手当として支給
- 有給休暇 任用時期・任用形態に応じて 1 か月後に付与
 （参考）常用 4 月任用の場合 年間 10 日を 5 月に付与。
- 服務規程 正規職員の服務規程に準じます。